

AYA 研調査・研究委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、AYA がんの医療と支援のあり方研究会（AYA 研）調査・研究委員会（以下「委員会」）という。

(目的)

第2条 AYA がんの医療と支援のあり方研究会定款第 39 条、ならびに、定款施行細則第 17 条に基づき、思春期・若年成人がん領域の実態把握ならびに研究基盤の構築により AYA がんの医療と支援の質の向上と研究の推進に資することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、以下の業務を行う。

1. AYA がんの医療と支援に関する調査研究の企画・実施
 - 1) AYA がん診療実態の把握・分析
 - 2) AYA がん患者のニーズの把握・分析
 - 3) AYA がん患者等のレジストリの構築
 - 4) AYA がんに関する研究の動向調査
 - 5) その他、理事会が必要と認めた調査研究
2. AYA がんの医療と支援に関する調査・研究成果の公表
3. AYA がんに関する研究の相談支援

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員若干名をもって構成する。

(会議)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

2. 委員長は会議を進行し業務を総括する。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第 20 条に従い、理事の任期に準じる。

(規程の改廃)

第7条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は令和4年6月24日より施行する。